

函館市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、保健福祉部を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

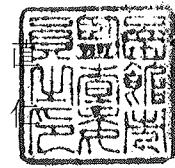
平成28年5月24日

函館市監査委員 山田潤

函館市監査委員 植松

函館市監査委員 吉田崇

函館市監査委員 阿部善



平成27年度 定期監査結果報告書（保健福祉部）

1 監査の対象部局

保健福祉部

2 監査の対象

財務監査

平成27年4月1日から平成27年9月30日までに執行された収入事務、支出事務、契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成27年11月16日から平成28年2月25日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記の事務を対象として調査事項を定め、関係法令等および予算に基づき、適正に執行されているかについて実施し、監査にあたっては、抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 全般的な事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては、歳入・歳出予算の執行状況を収入原簿、支出負担行為整理簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては、現金出納簿、保管金払込書、収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(ア) 指摘事項

地域福祉課が所管する総合福祉センター使用料は、当該施設の指定管理者に収納事務を委託しているため同課が直接現金を扱うことはないが、函館市会計規則（昭和39年規則第9号）

以下「規則」という。) 第28条の5第2項では「会計管理者は、必要と認めたときは、所管の現金出納員をして公金収納受託者の職務執行状況について検査させ、その結果の報告を求めることができる。」とし、現金出納員の設置を前提とした規定となっているところ、同課には現金出納員を設置しておらず、また、規則自体に同課への設置に係る規定がないことから、規則改正を含め適切に措置されたい。

また、規則第92条第2項では「現金出納員は、自ら取り扱った収入金および現金取扱員から引き継ぎを受けた収入金を合わせ、保管金払込書によって払い込まなければならない。」とし、同第93条では「現金出納員は、現金出納簿を備え、日日の出納の詳細を記載しなければならない。」としているところ、健康増進課、生活衛生課、衛生試験所所管の収入金については、保管金払込書等の作成は各課が行っているものの、払込みについては地域保健課が各課から収入金等の引き継ぎを受け、集計したうえで行っていたほか、所管各課は領収書の確認を経ないで現金出納簿の記載を行っていたことから、いずれも規則に則った適切な事務の執行を図られたい。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

(2) 個別の事項

ア 収入事務について

収入事務においては、障害者補装具給付費負担金を対象とし、調定から収入に至るまでの執行状況を収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

イ 支出事務について

支出事務においては、歯科保健事業費を対象とし、支出負担行為から支出命令に至るまでの執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。